

大阪市此花区役所と株式会社 JR 西日本イノベーションズとの包括連携協定書

大阪市此花区役所(以下「甲」という。)と株式会社 JR 西日本イノベーションズ(以下「乙」という。)は、次のとおり連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、2025年大阪・関西万博に向けた空飛ぶクルマ(専ら電気を動力源とし、垂直に離着陸できる航空機をいう。以下、同じ。)への区民理解の推進、社会受容性の向上及び空飛ぶクルマを利用した社会の実現のため、また此花区の魅力向上と地域活性化に寄与するため、パートナーとして相互に連携・協力し、積極的に行動することを目的とする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 観光振興等を通じた地域の振興に関すること
- (2) 空飛ぶクルマの実用化に向けた大阪市此花区域における実証実験に係る協力に関すること
- (3) 空飛ぶクルマの実用化に向けた区民理解の推進と社会受容性の向上に関すること
- (4) 未来を担う子どもたちを対象とする空飛ぶクルマに係る紹介と啓発に関すること
- (5) その他本取組みに関する情報の発信及び前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙双方合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 この協定は協定日から令和5年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年7月20日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区長 高橋 英樹

乙 大阪市北区大深町1番1号
株式会社 JR 西日本イノベーションズ
代表取締役社長 奥野 誠